

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月5日 08時00分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市合足漁港南方沖 コオリ埼灯台から真方位116°1,220m付近 (概位 北緯39°00.8′ 東経141°46.3′)
事故の概要	漁船第二三笠丸は、わかめ養殖施設の補修作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二三笠丸、3.7トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-55001（漁船登録番号）、鎌田水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、わかめ養殖施設補修の目的で、砂利が入った袋の錨（以下「本件錨」という。）を船体中央部甲板上横方向に6列5段で積み重ね、合足漁港南方沖の同養殖施設に向かった。</p> <p>船長は、わかめ養殖施設を固定する錨索が劣化して切れた所に新たに浮標を付けた錨索に本件錨を接続して投入する補修作業を行う予定であったが、'藻や貝等の異物の付いた錨索'（以下「本件錨索」という。）を見付け、本件錨索付近で機関を中立運転として漂泊した。</p> <p>船長は、本件錨索をそのままにしておくと藻や貝等の重みで切れると思い、本件錨索から貝等の異物を取り除く清掃作業を先に行おうとし、本件錨索を左舷中央部に設置されたウインチ（以下「本件ウインチ」という。）で巻き込み、垂直状態にしたあと専用金具を本件錨索に取り付けて清掃を行うこととした。</p> <p>船長は、本件ウインチで本件錨索を巻き込んで本船が左側に傾き、乗組員3人が左舷中央部甲板で工具を使って本件錨索に付いた異物を落としていたところ、本船の左側への傾きが大きくなり、スカッパから海水が流入するのを認めた。</p> <p>船長は、本件錨索の清掃をやめて本件錨索を放し、右舵を取って回頭すれば排水できると思い、主機を前進に操作して右舵を取ったが、さらに船体が左側に傾き、海水が船内に流入して転覆した。</p> <p>船長及び乗組員3人は、本船が転覆した際に落水し、転覆した本船</p>

	<p>の船底に上がった後、船長が僚船に携帯電話で救助を依頼し、来援した僚船に救助された。</p> <p>船長は、本件錨索を巻き込んで本船が左側に傾いた際、本件錨が左側に移動したのだと思った。</p> <p>船長は、ふだん、わかめ養殖施設を固定する錨索の清掃をわかめの刈り取りのあとに行っていたが、他の仕事を行っていて錨索の清掃ができていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件錨を30個積載した状態において、船長が、わかめ養殖施設の補修作業時、本件錨の投入より本件錨索の清掃を先に行おうとし、本件錨索を垂直状態になるまで巻き込んだ際、本件錨が左側に移動して本船が横傾斜状態となったことから、スカッパから海水が流入して左側への横傾斜が増加し、本件錨索の清掃をやめて本件錨索を放したものの、左側への横傾斜が増加して左側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が本件錨を30個積載した状態において、船長が、わかめ養殖施設の補修作業時、本件錨の投入より本件錨索の清掃を先に行おうとし、本件錨索を垂直状態になるまで巻き込んだ際、本件錨が左側に移動して本船が横傾斜状態となったため、スカッパから海水が流入して左側への横傾斜が増加し、左側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、乾舷が小さい小型船舶で重量物を搭載した状態で作業を行う場合は、重量物の横移動による横傾斜が起こらないよう重量物の作業を先行して実施するなど作業手順を考慮すること。